滋賀県地域情報化推進会議
第37回総会（書面）

【議案】

第１号議案　副会長の改選について

第２号議案　令和４年度収支予算の補正について

滋賀県地域情報化推進会議規約

第１章　総則

（名称）

第１条　本会は、滋賀県地域情報化推進会議（以下「推進会議」という。）と称する。

（目的）

第２条　推進会議は、安全・安心で豊かな地域社会を築くために、企業、経済団体、学術研究機関、自治体等がお互いに連携・協調を図り、情報化意識の高揚と地域情報化への取り組みを進めることを目的とする。

（業務）

第３条　推進会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について活動を行う。

（１）会員相互間の情報交換や交流に関すること

（２）地域情報化関連の資料収集と提供に関すること

（３）情報通信技術活用の調査研究や提言等に関すること

（４）豊かな地域社会を築く情報化の普及啓発、人材育成のための研修等に関すること

（５）産学官連携による地域情報化活動の支援に関すること

（６）その他推進会議の目的に資する事項

第２章　会員

（会員）

第４条　推進会議は、普通会員および特別会員で構成する。

（１）普通会員は、推進会議の目的に賛同する自治体、法人、団体等とする。

（２）特別会員は、会長が本会の目的を達成するために必要と認めたものとする。

（会費）

第５条　普通会員は、別に定める会費を納入する。

（入退会）

第６条　推進会議に入会しようとするものは、入会申込書を事務局に提出しなければならない。

２　会員が退会する場合には、書面によって事務局に届け出るものとする。

第３章　役員

（役員）

第７条　推進会議に次の役員を置く。

会長　１名

副会長　若干名

監事　２名

（役員の選任）

第８条　会長、副会長、監事は、総会において普通会員の代表者および特別会員の中から選任する。

（役員の職務）
第９条　会長は、推進会議を代表し、業務を総括する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長があらかじめ指名した順序によりその業務を代行する。
３　監事は、推進会議の業務および会計を監査する。
（役員の任期）
第 10 条　役員の任期は、２事業年度とする。ただし、再任を妨げない。
２　補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
３　役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。
（顧問および参与）
第 11 条　推進会議に、顧問および参与を置くことができる。
２　顧問および参与は、会長が委嘱する。

第４章　総会

（総会）
第 12 条　総会は、会員をもって構成する。
２　総会は、会長が招集し、その議長となる。
３　総会は、次の事項を審議し、決定する。
（１）事業計画および収支予算
（２）事業報告および収支決算
（３）規約の変更
（４）その他推進会議の運営に関する重要事項

第５章　運営委員会

（運営委員会）
第 13 条　推進会議に、運営委員会を置く。
２　運営委員会は、運営委員で構成する。
３　運営委員は、会長が指名する。
４　運営委員会には、委員長を置き、委員長は運営委員の互選により選出する。
５　運営委員会は、次の事項を審議し、決定する。
（１）総会に付議すべき事項に関すること
（２）その他総会の議決を要しない業務の執行に関すること
６　運営委員会は、第３条に定める業務の執行に関する企画、立案にあたる。

第６章　部会

（部会）

第 14 条　推進会議は、必要に応じて特定の事業、プロジェクトごとに部会を置くことができる。

２　部会の構成、設置および運営に関して必要な事項は、運営委員会の議を経て、会長が別に定める。

第７章　会計

（経費）

第 15 条　推進会議に要する経費は、会費およびその他の収入をもって充てる。

（会計年度）

第 16 条　推進会議の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

第８章　事務局

（事務局）

第 17 条　推進会議の事務局は、滋賀県総合企画部 DX 推進課に置く。

第９章　補則

（細目）

第 18 条　この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な細目は、会長が別に定める。

付　則

１　この規約は、昭和６３年３月２４日から施行する。

２　設立当初の役員の任期は、第９条の規定にかかわらず、昭和６４年３月末日までとする。

３　設立当初の会計年度は、第１５条の規定にかかわらず、設立の日から昭和６３年３月末日までとする。

付　則　（平成２年６月１２日変更）

この規約は、平成２年４月１日から施行する。

付　則　（平成４年６月１２日変更）

１　この規約は、平成４年４月１日から施行する。

２　この規約施行の際、改正前のしがニューメディア推進連絡会議規約第１２条第２項の規定により幹事

に委嘱されている者は、改正後の滋賀県高度情報化推進会議規約第８条第２項の規定により幹事に委嘱されたものとし、その任期は、平成５年３月３１日までとする。

付　則　（平成１３年６月２８日変更）

この規約は、平成１３年４月１日から施行する。

付　則（平成１５年７月１７日変更）

この規約は、平成１５年４月１日から施行する。

付　則（平成１８年６月５日変更）

この規約は、平成１８年６月５日から施行する。

付　則（平成１９年６月１日変更）

この規約は、平成１９年６月１日から施行する。

付　則（平成２１年６月１６日変更）

この規約は、平成２１年６月１６日から施行する。

付　則（平成２３年６月２８日変更）

この規約は、平成２３年４月１日から施行する。

付　則（平成２８年６月２７日変更）

この規約は、平成２８年４月１日から施行する。

付　則（令和元年７月９日変更）

この規約は、平成３１年４月１日から施行する。

付　則（令和４年 10 月 11 日変更）

この規約は、令和４年４月１日から施行する。

滋賀県地域情報化推進会議 会員名簿（令和４年４月１日現在）

NO	種別	会員名称
		企業
1	1	株式会社あいコムこうか
2	1	アインズ株式会社
3	1	綾羽株式会社
4	1	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西
5	1	株式会社エフレボ
6	1	株式会社FMおおつ
7	1	近江ディアイ株式会社
8	1	オプテックス株式会社
9	1	キステム株式会社
10	1	株式会社京都新聞社滋賀本社
11	1	京都信用金庫滋賀本部
12	1	京都電子計算株式会社
13	1	KDDI株式会社 関西総支社
14	1	株式会社滋賀銀行
15	1	株式会社ZTV滋賀放送局
16	1	ソーシャルデータバンク株式会社
17	1	ソフトバンク株式会社 CSR本部 地域CSR3部
18	1	株式会社ディジ・テック
19	1	株式会社ドコモCS関西滋賀支店
20	1	株式会社ナユタ
21	1	西日本電信電話株式会社滋賀支店
22	1	日本ソフト開発株式会社
23	1	日本電気株式会社
24	1	株式会社日本ビーコム
25	1	日本放送協会大津放送局
26	1	野村證券株式会社大津支店
27	1	株式会社野村総合研究所
28	1	株式会社パスコ滋賀支店
29	1	東近江ケーブルネットワーク株式会社
30	1	びわ湖放送株式会社
31	1	富士通Japan株式会社
32	1	株式会社平和堂
33	1	株式会社HONKI
34	1	RichForward株式会社
		各種団体等
35	2	滋賀県中小企業団体中央会
36	2	滋賀県町村会
37	2	滋賀県農業協同組合中央会
38	2	公益社団法人日本青年会議所近畿地区滋賀ブロック協議会
39	2	一般社団法人滋賀経済産業協会
40	2	滋賀経済同友会
41	2	公益財団法人滋賀県産業支援プラザ
42	2	滋賀県市長会
43	2	滋賀県商工会議所連合会
44	2	滋賀県商工会連合会
45	2	滋賀県信用金庫協会
46	2	滋賀県行政書士会
		地方公共団体（市町、県）
47	3	大津市
48	3	彦根市
49	3	長浜市
50	3	近江八幡市
51	3	草津市
52	3	守山市
53	3	栗東市
54	3	甲賀市
55	3	野洲市
56	3	湖南市
57	3	高島市
58	3	東近江市
59	3	米原市
60	3	日野町
61	3	竜王町
62	3	愛荘町
63	3	豊郷町
64	3	甲良町
65	3	多賀町
66	3	滋賀県
		NPO法人
67	4	特定非営利活動法人琵琶故知新
		学術研究機関等
68	5	国立大学法人滋賀大学
69	5	公立大学法人滋賀県立大学
70	5	学校法人立命館 立命館大学
71	5	学校法人龍谷大学
72	5	八村 広三郎（特別委員・元会長）
73	5	仲谷 善雄（特別委員・前会長）

計	種別	会員数まとめ
34	1	企業
12	2	各種団体等
20	3	地方公共団体（市町、県）
1	4	ＮＰＯ法人
6	5	学術研究機関等
73		(合計)

第１号議案

副会長の改選について

滋賀県地域情報化推進会議

滋賀県地域情報化推進会議　役員選任（案）

任期：令和５年３月３１日まで

役職	氏名	所属	所属先の役職	摘要
会長	酒井　道	公立大学法人滋賀県立大学	地域ひと・モノ・未来情報研究センター長	留任
副会長	生田　邦夫	滋賀県市長会	監事	留任
副会長	河本　英典	滋賀県商工会議所連合会	会長	新任
監事	伊藤　定勉	滋賀県町村会	会長	留任
監事	岡本　哲二	日本放送協会大津放送局	技術部長	留任

（順不同、敬称略）

副会長について、滋賀県商工会議所連合会の会長に異動があったことから、上表赤字部分のとおり提案する。

第２号議案

令和４年度収支予算の補正について

滋賀県地域情報化推進会議

令和４年度収支予算の補正について

１　概要

令和３年度から ICT 利活用検討部会の観光・交通・健康データ利活用検討 WG（滋賀データ活用 LAB）にて、「健康」データの分析を行っている。分析については、６団体 10 者にご協力をいただいている。

本議案では、当該協力者への協力金（寄付金）を支払うこととし、経費を予備費から充当することを提案したい。

２　支出予定金額

200,000 円　×　６団体　＝　1,200,000 円

３　財源

当初の収支予算で予備費として計上していた 3,139,964 円から 1,200,000 円を経費として充当したい。※予算総額は不変。

４　今後のスケジュール案

令和４年 12 月	運営委員会および総会
令和５年２月	協力金支払い

補正前

収入の部

科目		令和4年度予算額	令和3年度予算額	増減	備考
会費		¥ 1,044,000	¥ 1,020,000	¥ 24,000	8,000円×130.5口
補助金等		¥ 2,297,000	¥ 5,225,000	¥ (2,928,000)	滋賀県負担金（産学官によるデータ活用等推進事業）
繰越金		¥ 6,387,523	¥ 2,088,496	¥ 4,299,027	前年度繰越金
雑収入		¥ 3,317	¥ -	¥ 3,317	国税還付金等
合計		¥ 9,731,840	¥ 8,333,496	¥ 1,398,344	

支出の部

科目		令和4年度予算額	令和3年度予算額	増減	備考
会議費		¥ -	¥ -	¥ -	
	総会	¥ -	¥ -	¥ -	会場費、設備借上料等
	運営委員会	¥ -	¥ -	¥ -	会場費、委員旅費等
事業費		¥ 6,067,840	¥ 7,359,840	¥ (1,292,000)	
	調査研究	¥ 1,910,000	¥ 2,300,000	¥ (390,000)	部会運営費
	普及啓発	¥ 4,157,840	¥ 5,059,840	¥ (902,000)	発表会、セミナー開催費、ウェブサイト運営費
	研修	¥ -	¥ -	¥ -	
事務費		¥ 524,036	¥ 436,760	¥ 87,276	クラウド運用、文書事務、広報宣伝費
予備費		¥ 3,139,964	¥ 536,896	¥ 2,603,068	
合計		¥ 9,731,840	¥ 8,333,496	¥ 1,398,344	

補正後

収入の部

科目		令和4年度予算額	令和3年度予算額	増減	備考
会費		¥ 1,044,000	¥ 1,020,000	¥ 24,000	8,000円×130.5口
補助金等		¥ 2,297,000	¥ 5,225,000	¥ (2,928,000)	滋賀県負担金（産学官によるデータ活用等推進事業）
繰越金		¥ 6,387,523	¥ 2,088,496	¥ 4,299,027	前年度繰越金
雑収入		¥ 3,317	¥ -	¥ 3,317	国税還付金等
合計		¥ 9,731,840	¥ 8,333,496	¥ 1,398,344	

支出の部

科目		令和4年度予算額	令和3年度予算額	増減	備考
会議費		¥ -	¥ -	¥ -	
	総会	¥ -	¥ -	¥ -	会場費、設備借上料等
	運営委員会	¥ -	¥ -	¥ -	会場費、委員旅費等
事業費		¥ 7,267,840	¥ 7,359,840	¥ (92,000)	
	調査研究	¥ 3,110,000	¥ 2,300,000	¥ 810,000	部会運営費
	普及啓発	¥ 4,157,840	¥ 5,059,840	¥ (902,000)	発表会、セミナー開催費、ウェブサイト運営費
	研修	¥ -	¥ -	¥ -	
事務費		¥ 524,036	¥ 436,760	¥ 87,276	クラウド運用、文書事務、広報宣伝費
予備費		¥ 1,939,964	¥ 536,896	¥ 1,403,068	
合計		¥ 9,731,840	¥ 8,333,496	¥ 1,398,344	

支出内訳

科目	事業	予算額	内訳		積算額	詳細内訳	単価	件数	単位	積算額
事業費	**調査研究事業**	**¥ 3,110,000**	ICT利活用検討部会	観光・交通・健康データ利活用検討WG	¥ 2,980,000	会場借上費	¥ 5,000	4	回	¥ 20,000
						講師謝金	¥ 7,500	4	人回	¥ 30,000
						講師旅費（都内）	¥ 30,000	1	人回	¥ 30,000
						講師旅費（関西等）	¥ 5,000	3	人回	¥ 15,000
						調査旅費	¥ 30,000	1	人回	¥ 30,000
						分析データ購入費	¥ 550,000	3	回	¥ 1,650,000
						分析者協力金	¥ 200,000	6	人回	¥ 1,200,000
						その他経費	¥ 5,000	1	人回	¥ 5,000
				データ利活用のための共通ルール検討WG	¥ 130,000	会場借上費	¥ 5,000	4	回	¥ 20,000
						講師謝金	¥ 7,500	4	人回	¥ 30,000
						講師旅費（都内）	¥ 30,000	1	人回	¥ 30,000
						講師旅費（関西等）	¥ 5,000	3	人回	¥ 15,000
						調査旅費	¥ 30,000	1	人回	¥ 30,000
						その他経費	¥ 5,000	1	人回	¥ 5,000
	普及啓発事業	**¥ 4,157,840**	マイナンバーカード活用アイデアソン		¥ 1,520,000	運営委託費	¥ 600,000	2	回	¥ 1,200,000
						会場借上費	¥ 50,000	2	回	¥ 100,000
						講師謝金	¥ 25,000	4	人	¥ 100,000
						講師旅費	¥ 30,000	4	人	¥ 120,000
			成果発表会		¥ 2,600,000	会場借上費	¥ 200,000	2	式	¥ 400,000
						講師謝金	¥ 50,000	8	人	¥ 400,000
						講師旅費	¥ 60,000	8	人	¥ 480,000
						委託料	¥ 660,000	2	式	¥ 1,320,000
			ウェブサイト運営	地域情報化推進会議サイト	¥ 37,840	サーバー費	¥ 37,840	1	式	¥ 37,840
事務費		**¥ 524,036**	クラウド運用	Google Workspace, rakumo	¥ 267,036	11ライセンス	¥ 12,936	11	人	¥ 142,296
				Zoom		100ライセンス	¥ 124,740	1	式	¥ 124,740
			文書事務		¥ 32,000	発送等事務費	¥ 32,000	1	式	¥ 32,000
			広報宣伝事務		¥ 225,000	デザイン・印刷費	¥ 225,000	1	式	¥ 225,000
予備費		**¥ 1,939,964**	※ICT利活用検討部会							
合計		**¥ 9,731,840**								

収入内訳

科目	予算額	内訳	単価	件数	単位	積算額
会費	￥ 1,044,000		￥ 8,000	130.5	口	￥ 1,044,000
補助金等	￥ 2,297,000	滋賀データ活用LAB滋賀県負担金	￥ 2,297,000	1	式	￥ 2,297,000
繰越金	￥ 6,387,523		￥ 6,387,523	1	回	￥ 6,387,523
雑収入	￥ 3,317	国税還付金等	￥ 3,317	1	式	￥ 3,317
	￥ 9,731,840					